

## 2 不当労働行為救済申立事件の審査

### (1) 概況

令和元年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が15件、新規受付はなかった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1件(6.7%)は民間関係であった。

15件のうち、終結件数は1件で、14件は翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

区分	年度	前年度 繰越	新規	計	処理状況	
					終結	繰越
	29年度	15	1	16	2	14
	30年度	14	1	15		15
	元年度	15		15	1	14
	計	44	2	46	3	43

第2表 救済申立内容区分

区分	年度	29年度		30年度		元年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	解雇								
	不利益処分			1	100.0%			1	50.0%
	団交拒否	1	100.0%					1	50.0%
	支配介入								
	計	1	—	1	—		—	2	—

(注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

区分	年度	29年度		30年度		元年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取 下								
	却 下								
	棄 却	1	50.0%					1	33.3%
	救 済	1	50.0%			1	100.0%	2	66.7%
	和 解								
	移 送								
	計	2	—		—	1	—	3	—
	翌年度繰越	14	—	15	—	14	—	—	—

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事 件 番 号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
昭和45年（不）9～11号 併合事件	S45. 11. 4	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
昭和46年（不）1号事件	S46. 1. 21	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
昭和51年（不）1～10号 併合事件	S51. 2. 25	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
平成30年（不）1号事件	H30. 11. 28	7条1号・2号・3号 1 原職復帰等 2 支配介入の中止 3 誠実な団交の実施 4 謝罪文の交付等	元. 11. 25 一部救済	下元 川田	筒井 三宮

(注) 事件番号は、暦年による。